

平成 27 年 7 月 14 日

サロン認証事業者 各位  
当機構指定法定書面使用サロン 各位

認定 特定非営利活動法人  
日本エステティック機構

理事長 福士 政広



―― 「特定継続的役務契約書」が印紙税法に定める不課税文書であることの公表 ――

時下、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

印紙税法における「特定継続的役務契約書」の取扱い（印紙税法に定める課税文書か否か）に関し、不課税文書（不課税文書とは、印紙税法別表第一（課税物件表）のいずれにも該当せず、そもそも課税対象とならない文書です。）であるとの当機構の見解をお伝えしてまいりました。ここにきて再確認の意味も込め、次のとおり「特定継続的役務契約書」は不課税文書とであるとの機構の見解を文書として公表することといたします。

本公表は、印紙税の課税対象かどうかの最終判断の指針としていただくことを予定しております。

なお、「特定継続的役務契約書」とは、当機構指定法定書面に基づく契約書をいいます。

「特定継続的役務契約書」は、以下の理由により、不課税文書と解される。

特定継続的役務契約は、当事者間において、あらかじめ契約した回数及び内容のエステティックの施術を行うことを約する契約であり、仕事の完成を目的とした請負契約とは異なるものである。

したがって、第 2 号文書（請負に関する契約書）には該当しない（印紙税法基本通達別表第 1・第 2 号文書・1）。

また、特定継続的役務契約は、関連商品の売買の契約も想定したものであるが、特定の商品の売買は、動産の売買に関する契約であるので、課税物件とはならない。また、特定継続的役務契約が継続的に売買するための契約であれば第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）となるが（印紙法施行令第 26 条第一号）、あらかじめ商品と数量を特定して施術のためのものを購入する旨の契約であれば、継続的取引の範ちゅうには入らないと考えられる。仮に 2 個以上の商品の売買があったとしても、単に引き渡しの時期がそれぞれ異なるに過ぎず、継続的取引ではないと考えられる（そもそも大量購入が想定しにくい形態と解される。）したがって、第 7 号文書にも該当しないと解される。

以上のおりであるから、通常の施術契約ではない特殊な内容の契約とならない限り、特定継続的役務契約は、一般的には不課税文書に該当すると解される。ただし、通常の用途以外の用途に使用（例えば、領収書代わりにして使用）した場合は、この限りではない。

以上